

令和 8 年 4 月 7 日

「消費者団体訴訟等支援法人」の名称を用いたメールに関する注意喚起について  
(お知らせ)

消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支えるために、特定適格消費者団体、事業者等及び内閣総理大臣の事務の受託等の支援業務を行う主体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「消費者団体訴訟等支援法人」といい、現在、特定非営利活動法人消費者スマイル基金（以下「同基金」という。）を認定しています。

こうした中、消費者団体訴訟等支援法人の名称を用い、「新規事業を開始するので、資料等は〇〇をクリック」と、外部サイトに誘導するメールが送付されていることが判明しました。

しかし、同基金がこうした案内のメールを送付しているという事実はありません。

また、同メールの送付につきましては、同基金のウェブサイトでも周知されております ([https://www.smile-fund.jp/info/20260323\\_01.html](https://www.smile-fund.jp/info/20260323_01.html))。メールを受け取られた方におかれましては、同ウェブサイトをご確認ください。

なお、消費者団体訴訟等支援法人の名称を用い、こうしたメールを送付することは、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第 101 条第 3 項の規定に違反する可能性があります。

以上

本件に関する問合せ先 消費者庁消費者制度課 TEL : 03(3507)8800 (代表)
---